

みんなで学ぶ人権問題



川口市教育委員会 生涯学習課

令和5年11月発行

まえがき



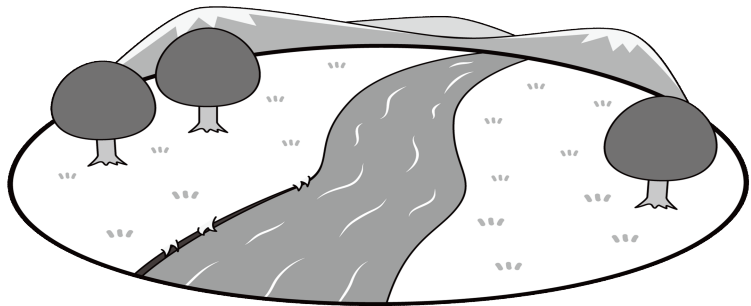
人権とは、人々が生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利です。

私たちは、多くの人たちとかかわり合いをもって生きています。その中で、一人ひとりが自分らしく生きることができ、かつ、他の人たちと共にみんなが幸せに生きていくためには、お互いの個性を尊重し、認め合うことが必要です。

しかし、私たちの周りには、人権にかかわる問題で苦しんだり悩んだりしている人々が存在しています。

誰もが幸せに暮らせるよう、私たちはお互いを思いやり、人権を尊重する社会を築いていかなければなりません。

この冊子を通じて、皆様に人権を身近な問題として感じ、理解していただければ幸いです。



社会教育における人権教育

社会教育における人権教育は、女性の人権、子どもの人権、高齢者の人権などあらゆる差別をなくすことを目的に、市民一人ひとりがお互いの人権感覚について相互理解を深めるための教育を実践するものであります。

そして、誰もが幸せに生きていくことのできる社会を作ることが大切であることから、それぞれの人権侵害の解決を目指すとともに、これらの問題を解決するためには、指導者としての人材の活用と情報交換を生かし、地域における充実した学習環境をとおして、市民一人ひとりの人権意識の高揚を図るための取組を推進することが必要であります。川口市では、以下の取組を実施しております。

1 人権教育の基礎的な知識の習得

「人権問題理解講座」の開催

- ・中央ふれあい館、生涯学習プラザ、市内各公民館で開催します。

2 人権問題に関する指導者・リーダーの育成強化の推進

「人権問題専門講座」の開催

- ・市内6公民館で開催します。

3 人権意識高揚のための教育・啓発活動の充実を図る事業

「人権を考える集い」の開催

※講座・集いなどについては、市の広報紙や公民館報などに掲載されます。

目 次

1	すべての人が尊重される社会をめざして・・・・・・・・・・	1
2	男女平等参画社会に向けて・・・・・・・・・・	3
	—女性の人権問題—	
3	子どもの育成、それは大人の責任です・・・・・・・・・・	5
	—子どもの人権問題—	
4	豊かな高齢社会を実現するために・・・・・・・・・・	7
	—高齢者の人権問題—	
5	ノーマライゼーションとバリアフリー・・・・・・・・・・	9
	—障がいのある人の人権問題—	
6	わが国固有の人権問題です・・・・・・・・・・	11
	—同和問題—	
7	川口に暮らしているのは日本人だけではありません・・・・・・・・	13
	—外国人の人権問題—	
8	誤解や偏見、差別をなくそう・・・・・・・・・・	15
	—アイヌの人々の人権問題—	
9	ルールやマナーを身につけましょう・・・・・・・・・・	16
	—インターネットによる人権侵害—	
10	病気の苦しみを一層深めてはいませんか？・・・・・・・・・・	17
	—H I V感染者等の人権問題—	
11	必要なのは周囲の理解と支援です・・・・・・・・・・	19
	—犯罪被害者やその家族の人権問題—	
12	できることから始めましょう・・・・・・・・・・	20
	—災害時における人権への配慮—	
13	正しい理解を深めましょう・・・・・・・・・・	21
	—性的少数者の人権—	
14	未だ解決に至っていません・・・・・・・・・・	23
	—北朝鮮当局による拉致問題—	
15	さまざまな人権問題・・・・・・・・・・	24
	むすびに・・・・・・・・・・	25
	資 料・・・・・・・・・・	26

1 すべての人が尊重される 社会をめざして

～「人権って何だろう？」考えてみませんか～

21世紀は「人権の世紀」といわれています。人類は20世紀に2度にわたる世界大戦を経験しました。多くの尊い生命を奪い、悲劇と破壊をもたらした2つの大戦の反省から、世界的な平和と人権の尊重を求める動きが高まりました。そして、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利について平等である」とうたった世界人権宣言が、1948（昭和23）年12月10日に国際連合で採択されました。

「人権の世紀」－これには、20世紀の経験が無駄にせず、全人類の幸せが実現する時代にしたい、という全世界の人たちの願いが込められているのです。

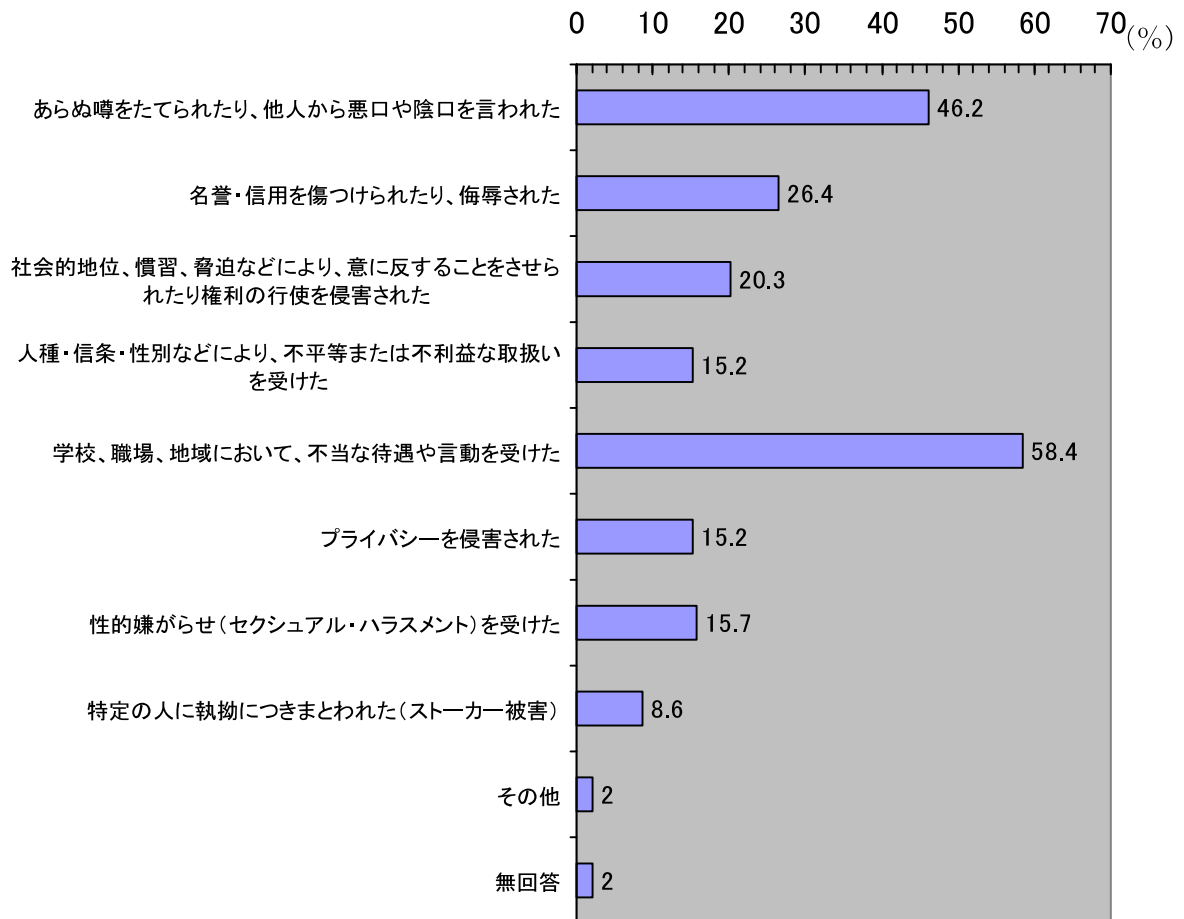
日本国憲法では、人種・信条・性別・社会的身分・門地などによって差別されないとする法の下での平等をはじめとして、思想及び良心の自由、信教の自由、学問の自由、生存権、教育を受ける権利、勤労の権利など、多くの種類の人権を「基本的人権」として保障しています。

あなたの職場や、家庭、地域社会では「人権」はどのようにとらえられていますか？お互いの「人権」を尊重し合っていますか？

人権とは、誰もが生まれながらに持っている、人間が人間らしく生きていくための権利、今までの歴史の中で人類が築いてきた財産なのです。

これまで、どのような人権侵害を受けましたか。 (受けたことのある人のみ回答)

北足立郡 14 市町人権意識調査 ※1 より



※1 北足立郡 14 市町人権意識調査…北足立地区在住 18 歳以上の男女 2,700 人を対象として、無作為抽出し実施 (令和元年 10 月実施)

**人権相談に関して、次の窓口があります。
お気軽にご利用ください。**

機関名	電話・FAX	主な内容	相談日・相談時間
さいたま地方法務局人権擁護課	048-859-3507	女性・子ども、高齢者、障害のある人、同和問題等 人権関係全般	月～金 8時30分～ 17時15分 祝日・年末年始を除く
みんなの人権 110 番 ※最寄りの法務局・地方法務局へつながります。	0570-003-110		

※他にも、久喜支局・越谷支局・川越支局・所沢支局・熊谷支局・東松山支局・秩父支局があります。

2 男女平等参画社会に向けて

—女性の人権問題—

～「女のくせに・・・だから何なの？」一人ひとりが大切でしょ～

日本国憲法や世界人権宣言では、男女の同権・平等を定めています。性が違うというだけで差別があってはならないことです。

しかし、残念なことに差別があるのが現状です。例えば、男女雇用機会均等法はできましたが、男女の賃金格差や役職の制限、就職時の女子学生への差別などは依然として残っています。男女が社会の対等な構成員として活動するためには、男女を問わず一人ひとりに、その個性と能力を十分に発揮する機会が確保されていなければなりません。

また、近年、配偶者等からの暴力や、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為が大きな社会問題となっています。特に女性の被害には顕著なものが見られます。このような人権の侵害は許されるものではありません。

私たちみんなが、性別にとらわれず、個人として尊重され、職場・家庭・地域を含むあらゆる生活領域でバランスよく活躍できるようにすることが、男女平等の社会を実現するために必要なのです。



DV・デートDV、セクハラとストーカー行為

【DV・デートDV】

人権が著しく侵害される例として、ドメスティック・バイオレンス（DV）、セクシュアル・ハラスメントやストーカー行為があげられます。

DVとは家庭内における配偶者などからの暴力のことをいいます。

こうした暴力は、家庭内の問題として潜在し、社会的な理解と認識が不十分な状況が続いてきましたが、いわゆるDV防止法（※2）が2001（平成13）年10月施行され、暴力の防止と被害者保護のための取組みが強化されることになりました。また、交際相手からの暴力を「デートDV」といい、男性も女性も被害者になる可能性があります。メールのチェックをする、友達との付き合いを制限する、デート代を無理やり出させるなどもデートDVです。

【セクシュアル・ハラスメント】

セクシュアル・ハラスメントとは、例えば、職場の上司・同僚から「女のくせに」「男のくせに」「まだ、結婚しないの？」などと言われたり、無理矢理身体を触られたりするなどの性的ないやがらせ行為です。

【ストーカー行為】

つきまとい等を反復して行うストーカー行為についても、ストーカー規制法（※3）が2000（平成12）年11月施行され、警察の警告や禁止命令など、被害者に対する援助などの新たな対策が定められました。

（※2）DV防止法「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」

（※3）ストーカー規制法「ストーカー行為等の規制等に関する法律」

女性の人権問題に関して、次の窓口があります。

お気軽にご利用ください。

機関名	電話・FAX	主な内容	相談日・相談時間
埼玉県男女共同参画推進センター	048-600-3800	家族、夫婦、DV、人間関係などの相談	月～土 10時～20時30分 祝日・年末年始、第3木曜日を除く
埼玉県婦人相談センター	048-863-6060	DV被害に関する相談	月～土 9時30分～20時30分 日、祝日 9時30分～17時 年末年始を除く
川口市配偶者暴力相談支援センター	048-299-8162	DV被害に関する相談	火～金 10時～17時 祝日・年末年始を除く
女性のための電話相談	0120-532-317	家族、夫婦、DV、人間関係などの相談	第2・第4水曜日（祝日の場合は翌日） 13時～15時

3 子どもの育成、それは大人の責任です

—子どもの人権問題—

～「子どもの権利が守られる社会を。一人ひとりが意識を変えて」～

少子高齢化や高度情報化などの社会環境の変化は、子どもにさまざまな影響を与えています。なかでも子どもの日常生活における体験や人とのかかわりなどの不足が、社会性や思いやりの心を育てにくくしています。また、メディアの発達による情報の氾濫や性の商品化などの社会風潮は、子どもの健全な発達を阻害しています。

子どもに対する虐待（身体的虐待、性的虐待、ネグレクト[養育の怠慢・拒否]、心理的虐待）や体罰、いじめは、子どもの健全な発達を阻害するばかりでなく、人権を損なう重大な問題です。

近年、児童虐待に関する相談は全国的に増加しています。また、「しつけ」と称して、暴力・虐待を行い、子どもの命が失われる痛ましい事件が続いています。これらの社会背景から、児童虐待に関する法改正が行われています。2019年6月に成立した児童福祉法等の改正法においては、体罰が許されないものであることが法定化され、2020年4月1日から施行されました。法律の施行を踏まえ、子どもの権利が守られる体罰のない社会を実現していくためには、一人ひとりが意識を変えていくとともに、子育て中の保護者に対する支援も含めて社会全体で取り組む必要があります。子どもの自尊心を大切にし、一人ひとりを、個性を持ったかけがえのない存在として受け止め、子どもが安心して健やかに成長できる社会をつくることが私たち大人の責任です。

【参考】児童福祉法

第一条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

【参考】児童虐待の防止等に関する法律

第十四条 児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、体罰を加えることその他民法第八百二十条の規定による監護及び教育に必要な範囲を超える行為により当該児童を懲戒してはならず、当該児童の親権の適切な行使に配慮しなければならない。

「虐待」を発見したら…

児童虐待を受けたと思われる児童を発見したときは、市（子育て相談課）あるいは児童相談所へ通告してください。あなたの通告が子どもと親を救うきっかけになります。通告は、匿名ですすることもできます。通告者や通告内容に関する秘密は守られます。また、虐待かどうかの判断は必要なく、虐待でなかったとしても通告者が責められることはありません。

《発見に気づくポイント》

- 体に不自然な傷やあざがある。
- 異常などなり声や叫び声、物音、激しい泣き声が聞こえてくる。
- 服や体がいつも汚れている。
- 表情が乏しい。家に帰りたがらない。
- 夜遅くに、幼児が一人で外にいる。 など



《相談先・通告先》

○平日・日中の連絡先

- ・川口市・子育て相談課（家庭児童相談室）電話：048-259-9005
月～金、午前8時30分～午後5時15分（休日・年末年始休み）
※相談員による相談受付は午前9時30分～午後4時30分まで

○夜間・休日の連絡先

- ・児童相談所虐待対応ダイヤル 電話：189『いちはやく』（無料）
24時間365日対応
- ・休日夜間児童虐待通報ダイヤル 電話：048-779-1154
夜間：午後6時15分～翌日午前8時30分、土日祝日24時間対応

他にも子どもの人権問題に関して、次の窓口があります。
お気軽にご利用ください。

機関名	電話・FAX	主な内容	相談日・相談時間
〈子どもスマイルネット〉 埼玉県子どもの権利 擁護委員会	Tel 048-822-7007	いじめや体罰・子育て など、子どもに関する あらゆる相談	毎日 10時30分～18時 祝日・年末年始を除く
	FAX 048-822-4559		
埼玉県南児童相談所	Tel 048-262-4152	虐待、発達の遅れ、不 登校、非行など子ども についての相談	月～金 8時30分～ 18時15分 祝日・年末年始を除く
	FAX 048-262-4158		

4 豊かな高齢社会を実現するために

—高齢者の人権問題—

～「機会を奪わないで！」まだまだ活動できます～

平均寿命の大幅な伸びや少子化を背景として、高齢化が急速に進行しています。このような中、「もう、そんなに頑張らなくても」とか「年寄りの出る幕じゃない」などという言葉が聞かれることがあります。働くことや社会参加への意欲の高い高齢者はたくさんいるのです。それなのに年齢を理由に、社会参加の機会を奪われたり、自由に意見を言ったりできないとしたらどうでしょう。これは人権の侵害といえるのではないのでしょうか。

一方、寝たきりなどで介護を必要としている高齢者に対し、介護をする人が介護に伴う疲労やストレスから虐待を加えるなどの問題も生じています。

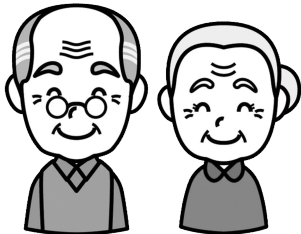
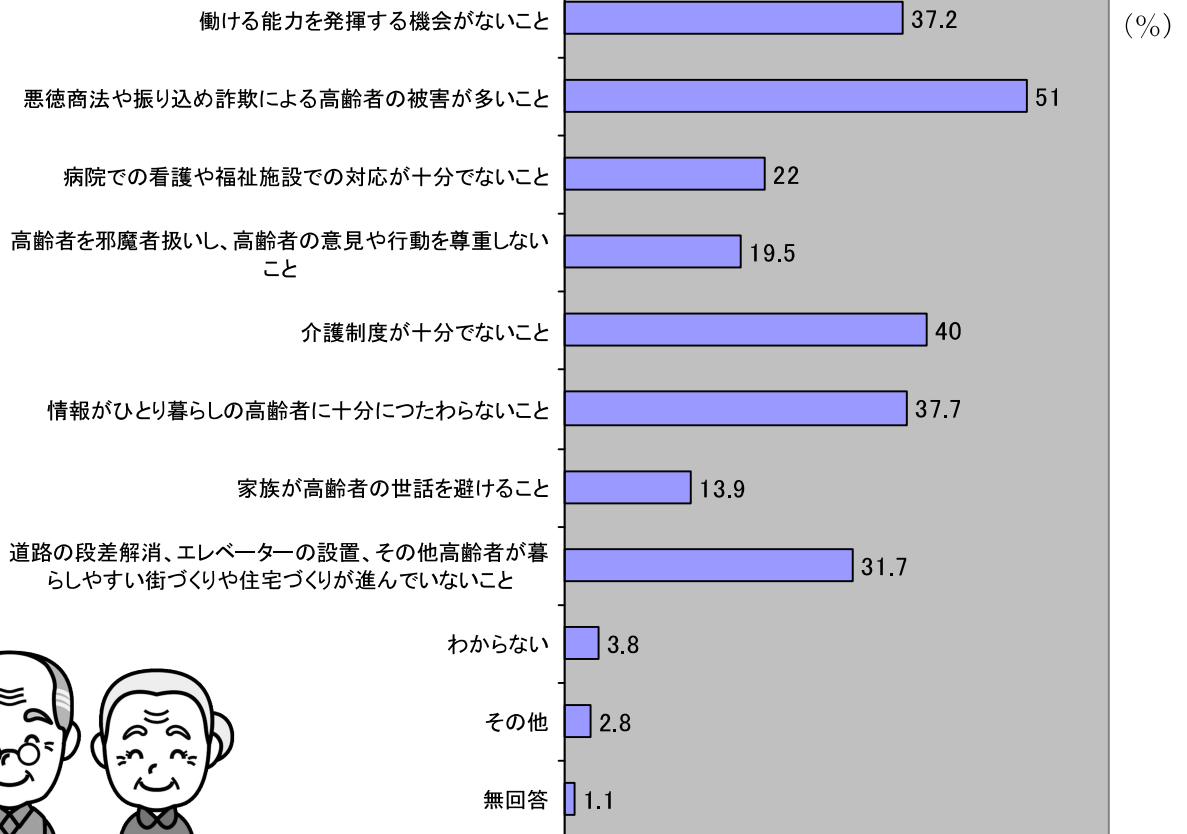
また、一人暮らしの高齢者が住宅の賃貸を拒否されるなどの問題や、金融商品などの契約トラブルに巻き込まれたり、悪徳商法の犠牲になったりするなどの問題も生じています。

人生の先輩であり、豊富な知識や経験を持っている高齢者が、このような状況におかれていることは問題です。すべての高齢者が住み慣れた地域で安心して生活し続けられ、また、豊かな経験を生かして若い世代とともに、地域社会のさまざまな活動に重要な担い手として参加でき、高齢期をいきいきと暮らせる社会環境づくりを進めていくことが重要です。そのためにも、私たちみんなが、高齢者の人権について一緒に考えていくことが必要なのではないでしょうか。

高齢者に関する事柄で、人権上、特に問題があると思われるのはどのようなことですか。（複数回答可）

北足立郡 14 市町人権意識調査より

0 10 20 30 40 50 60



高齢者の人権問題に関して、次の窓口があります。
お気軽にご利用ください。

機関名	電話・FAX	主な内容	相談日・相談時間
社会福祉法人 埼玉県社会福祉協議会権利擁護センター	TEL 048-822-1204	認知症の高齢者等の権利擁護に関する相談	【生活相談】 月～金 9時～16時 【法律相談】 水・金 13時～14時30分 祝日・年末年始を除く (要予約)
	FAX 048-822-1406		
川口市 長寿支援課	TEL 048-259-7652	高齢者の援護 高齢者福祉に係る相談 高齢者事業のご案内	月～金 8時30分～17時15分 祝日、休日、年末年始を除く
	FAX 048-259-7668		

5 ノーマライゼーションとバリアフリー

—障がいのある人の人権問題—

～「障がいがあるからといって特別視しないで！」

でもバリアはなくそう～

障がいのある人も、ない人も社会の一員として、お互いに尊重し、支え合いながら、地域の中でともに生活する社会こそ当たり前の社会であるという考え方があります。これをノーマライゼーションといい、広く社会に定着させていかなければならない理念です。

ノーマライゼーションの理念が行き渡った社会を実現するには、さまざまな障壁（バリア）を取り除かなければなりません。バリアには、物理的なものや、制度的なもの、文化・情報にかかわるものや私たちの意識にかかわるものなどがありますが、こうした日常生活や社会生活上のさまざまなバリアを取り除こうという考え方がバリアフリーです。

例えば、車いすを使用している人にとっては道路の段差や、駅や建物のエレベーター・エスカレーターの不備などがバリアになっています。また、ほじょ犬への理解不足や字幕放送の不足などの文化・情報面のバリアや、資格制限や就業にかかわる欠格条項などの制度面のバリア、障がいのある人に対する差別や偏見といった私たちの意識がバリアとなっていることもあるのです。

このように、社会生活上のバリアは障がいのある人にあるのではなく、むしろ周りを取り巻く環境にあることが多いと認識する必要があります。

あなたの心の中には「バリア」はありませんか？そのバリアを取り除くため

には、障がいのある人とない人が日常的に交流したり、コミュニケーションを図ったりすることが大切です。それは、街で車いすが動かなくなって困っている人や目が不自由な人などへのちょっとした手助けからはじまるのです。

障 害 者 差 別 解 消 法

平成28年4月1日に施行されたこの法律では、障害を理由とする「不当な差別的取扱い」を禁止するとともに、「合理的配慮の提供」が求められています。

「不当な差別的取扱い」

正当な理由なく障害があることを理由に、サービスなどの提供を拒否したり、障害のない人には付けない条件を付けたりすること。



「合理的配慮の提供」

障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること。

障害のある人の人権問題に関して、次の窓口があります。
お気軽にご利用ください。

機関名	電話・FAX	主な内容	相談日・相談時間
埼玉県総合リハビリテーションセンター	048-781-2222	身体障害者や知的障害者に関する医学的判定、心理判定、職能判定など	月～金 8時30分～17時 祝日、年末年始を除く
障害者110番 社会福祉法人 埼玉県社会福祉協議会 権利擁護センター	Tel 048-822-1204 FAX 048-822-1406	身体障害者、知的障害者、精神障害者の権利擁護に関する相談	【生活相談】 月～金 9時～16時 【法律相談】 水・金 13時～14時30分 祝日・年末年始を除く (要予約)
川口市 障害福祉課	Tel 048-259-7926 FAX 048-259-7943	身体障害者、知的障害者、精神障害者及びその家族に関する事	月～金 8時30分～17時15分 祝日、休日、年末年始を除く

6 わが国固有の人権問題です —同和問題—

同和問題（部落差別）とは、明治時代以前の身分制度や歴史的、社会的に形成された人々の意識に起因する差別で、今もなお続いている重大な社会問題です。

かつて、日本国民の一部の人々が、住む場所、仕事、結婚、交際など、生活のすべての面で厳しい制限を受け、差別されていました。それらの人々が、住まわされていた場所を「同和地区（被差別部落）」、それらの人々に対する差別を「同和問題（部落差別）」といいます。

【今も残る差別】

同和問題を解決するため、国や地方自治体がさまざまな取組を行った結果、同和地区の生活環境は大きく改善されました。しかしながら、次のような差別行為が現在も起きています。

- ・ 同和地区の地名リストの出版
- ・ インターネットを利用した差別的な情報提供
- ・ 結婚や就職に際しての身元調査
- ・ 土地建物等を取引の対象から除外するための土地調査

人は自分の意思で生まれるところを選ぶことができません。それにもかかわらず、同和地区出身ということで結婚や交際を避けられたり、就職時に不利に扱われたりする差別を受け、基本的人権が侵害されています。

また、従来の結婚差別などに加え、最近ではインターネット上に差別的な書き込みをするなどの新たな差別行為も発生し、差別意識の解消には至っていません。

このような差別をなくすためには、私たち一人ひとりが同和問題を正しく理解し、差別をしたり、させたりすることのないよう行動していくことが大切です。

【えせ同和行為】

えせ同和行為とは、同和問題解決を口実に高価な書籍や支援金を強要する行為です。同和問題解決の一環であるかのように見せかけていますが、同和問題に対する誤った意識を植え付ける原因になります。同和問題解決の妨げになるとの認識で毅然と対応していく必要があります。

部 落 差 別 解 消 法

(部落差別の解消の推進に関する法律)

平成28年12月16日に施行された恒久法です。この法律では、部落差別の存在や、部落差別は許されないということを明確にしています。また、部落差別の解消に向け、国・地方公共団体の責務を明らかにし、相談体制や教育及び啓発の充実などについても定められています。

埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例

令和4年7月8日に公布・施行されました。この条例では、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、県や県民、事業者の責務を明らかにしました。また、第3条において部落差別の禁止の具体的な事例を盛り込むとともに、インターネットでの情報提供などによる部落差別の禁止規定を設けました。

同和問題に関して、次の窓口があります。

機関名	電話・FAX	主な内容	相談日・相談時間
さいたま地方法務局人権擁護課	048-859-3507	女性・子ども、高齢者、障害のある人、同和問題 等人権関係全般	月～金 8時30分～17時15分 祝日・年末年始を除く
みんなの人権110番 ※最寄りの法務局・地方法務局へつながります。	0570-003-110		
川口市 総務課同和対策係	048-271-9229	同和問題に関する相談	月～金 8時30分～17時15分 祝日、休日、年末年始を除く

7 川口市に暮らしているのは日本人だけではありません

—外国人の人権問題—

～「外国人だからって、なぜ？」偏見を持たずに受け入れて～

人、物、情報とあらゆる側面でグローバル化が進み、国境を越えたさまざまな活動や人々の移動が活発になっています。

川口市には 39,232 人（川口市全人口のおよそ 6.45%）の外国人住民が暮らしています（令和元年 4 月 1 日現在）。この数は県内で 1 番多く、全国でも 3 番目です。

言語、文化、宗教、生活習慣などの違いからくる誤解や偏見などにより、外国人住民の人権にかかわる問題が指摘されています。

例えば、「外国人お断り」として、アパートやマンションへの入居を断るケースや、外国人であるという理由だけで、就労に関し不合理な扱いを受けるということがあります。地域社会の活動に参加したいのに、どうすればいいのかわからなくて困った、という人もいます。

このような閉鎖的な態度や差別が人権を傷つけることになるのです。

もし、自分が外国で生活することになったとき、国籍が異なるというだけで不合理な扱いを受けることを想像してみてください。怒りと悲しみを覚えませんか？

国籍、人種、宗教などによる不合理な差別をなくし、国籍などで判断するのではなく「その人自身」を知ろうとする努力こそが真の国際化に大切なのではないのでしょうか。

ヘイトスピーチ対策法

(本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律)

【ヘイトスピーチとは】

「特定の民族や国籍の人々を排斥する趣旨の差別的言動」のことを指します。

【ヘイトスピーチ対策法】

平成28年6月3日に、ヘイトスピーチ対策法が公布、施行されました。基本理念では、「国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない」と明記されています。



外国人の人権問題に関して、次の窓口があります。
お気軽にご利用ください。

機関名	電話・FAX	主な内容	相談日・相談時間
外国語人権相談ダイヤル	0570-090911	英語、中国語、韓国語、フィリピン語、ポルトガル語、ベトナム語	平日（年末年始除く） 9時～17時

8 誤解や偏見、差別をなくそう

—アイヌの人々の人権問題—

～アイヌ民族としての誇りを尊重しよう～



アイヌ民族は、現在の北海道において自然と共生しながら、様々な固有の文化を育んできました。しかし、明治以降、近代化が進められ生活の基盤と文化が奪われ、アイヌ民族であることを理由として、結婚や就職などで様々な差別を受けてきました。国連人権委員会による聞き取り調査などで差別の実態が明らかとなり、現在もアイヌ民族に対する差別はあるとの見解が示されました。

このような中、今後、私たち一人ひとりがアイヌ民族としての歴史、文化、伝統及び現状についての理解と認識を深めることが、アイヌ民族への偏見や差別をなくすために必要な、大きな一歩となるのです。

【アイヌ民族支援法】

1997年に制定されたアイヌ文化振興法に代わるものとして、2019年に文化の継承や地域振興を後押しする『アイヌ民族支援法』が成立しました。この法律は、アイヌを初めて「先住民族」と明記しています。

【アイヌ語が起源とされる日本語】

アイヌ語が起源となり日本語に入ってきたと思われる言葉で、身近なものは北海道の地名です。たとえば、登別、稚内、利尻、襟裳、知床などがアイヌ語が起源とされています。

アイヌの人々の人権問題に関して、次の窓口があります。
お気軽にご利用ください。

機関名	電話・FAX	主な内容	相談日・相談時間
公益社団法人 人権教育啓発推進 センター	0120-771-208	無料です。日常生活でお困りのこと、嫌がらせ、差別など何でもご相談下さい。	月～金 9時～17時 祝日・年末年始を除く

9 ルールやマナーを身につけましょう

—インターネットによる人権侵害—

～使い方次第で加害者にも被害者にもなります～

インターネットとは、世界中のコンピューターを一つのネットワークで結ぶ情報通信上のシステムであり、人々に便利な生活をもたらしています。しかし、インターネットには匿名性があり、情報発信が容易にできるといった面から様々な問題が起きております。例えば、SNS(Twitter、Facebook、Instagram、LINE など)でも他人を誹謗中傷する内容や差別を助長する表現などの掲載、事件の被害者などの実名・顔写真の掲載など、人権に関わる問題が年々増加しております。

ネット上のトラブルへの対応は、国や地方自治体も取り組んでいますが、個人としての対応策も必要です。

個人としての対応策

- ホームページに詳細な個人情報を載せない
- ID やパスワードの管理を厳重にする
- 知人の個人情報にも注意する
- SNS 上での発言などに気をつける
- 著作物の無許可アップロードや知人写真の無断掲載など、著作権や肖像権に注意する
- 出所不明の情報を安易に拡散しない



インターネット上で困ったことがおきた場合、次の窓口があります。
お気軽にご利用ください。

機関名	HPアドレス
警察庁「インターネット安全・安心相談」	http://www.npa.go.jp/cybersafety/
法務省「人権擁護局」	http://www.moj.go.jp/JINKEN/index.html

10 病気の苦しみを一層深めてはいませんか？

—H I V感染者等の人権問題—

～「どんな病気か知っている？」正しく理解して欲しい～

ハンセン病、H I V感染・エイズなどでは、その病気がどういうものであるか、感染源や感染ルートについての正しい知識や理解がないままに、患者や感染者が差別されることがあります。

ハンセン病は感染力の弱い感染症なのですが、日本では1907（明治40）年の「らい予防法」で患者を強制隔離してきました。1996（平成8）年に法が廃止されるまで、ハンセン病患者とその家族は、社会から隔絶され、まさに人間としての尊厳を奪われた状態におかれてきたのです。

エイズは、H I V（ヒト免疫不全ウイルス）というウイルスによって引き起こされる病気です。感染経路は限られており、また感染力も非常に弱いため、学校・職場・家庭等での日常生活では感染しません。しかし、H I Vやエイズに関する誤った知識で、多くのH I V感染者・エイズ患者は職場や社会での差別や偏見に悩んでいます。感染によって、その人の尊厳は決して変わるものではないのです。

あなたは、患者・感染者を好奇の目でみたり、逆に自分には関係ないこととして全く無理解・無関心のままでいたりしていませんか？

こうした病気の患者・感染者とその家族の人たちは、病気だけでなく社会の差別や偏見とも闘っているのです。

だれもが安心して暮らしていけるようにするために、私たちはこうした人た

ちと、ともに生きる仲間として手を取り合うことが必要なのではないでしょう
か。

ハンセン病について

ハンセン病は、らい菌により末梢神経や皮膚がおかされる感染症です。菌の感染力は弱く、乳幼児など抵抗力が弱い状態で、繰り返し皮膚の接触がなければ感染することはありません。遺伝病でもなく、現在は外来治療だけで完全に治癒します。

しかし、病気に対する誤解などのため、患者や元患者の皆さんは、長い間差別や偏見を受けてきました。

2001（平成13）年5月、過去の国の施策についてのハンセン病国家賠償請求訴訟では、原告勝訴が確定し、6月には「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」が成立しました。

現在も全国15カ所のハンセン病療養所には、ハンセン病患者が入所しています。私たち一人ひとりがハンセン病についての正しい認識を持ち、患者や元患者の皆さんが安心して充実した毎日を過ごせるよう、差別や偏見をなくしていく必要があります。

感染者等の人権問題に関して、次の窓口があります。
お気軽にご利用ください。

機関名	電話・FAX	主な内容	相談日・相談時間
埼玉県エイズ ホットライン	048-764-3030	エイズの不安や悩みにお応 えします。	月・水・金 10時～16時 祝日・年末年始を除く

1 1 必要なのは周囲の理解と支援です

—犯罪被害者やその家族の人権問題—

～「被害で苦しんでいるのに・・・」手を差し伸べてください～

これまでの社会の仕組みの中では、犯罪の被害に遭われた方が再び日常生活や社会生活を円滑に営むことができるようになるための、十分な支援が行われてきませんでした。

最近、犯罪被害者やその家族が身体・精神・経済などさまざまな問題に直面していることの認識が社会の中で深まってきました。このことを受けて、警察や関係機関・団体などによる支援活動が進められています。

犯罪被害者やその家族は、命を奪われる、身体を傷つけられる、財産を盗られるといった直接的な被害のみならず、精神的な苦痛や身体の不調、捜査・裁判の過程での精神的・時間的負担、周囲の人々の無責任なうわさや中傷、マスメディアの報道による不快感など、被害後に生じる二次的被害といわれるさまざまな問題に苦しめられています。私たちは、だれもが犯罪被害者となる可能性があります。被害者、そして、その家族の人たちの気持ちに寄り添い、できることから支援することが大切なのではないのでしょうか。

**犯罪被害者やその家族の人権問題に関して、次の窓口があります。
お気軽にご利用ください。**

機関名	電話・FAX	主な内容	相談日・相談時間
彩の国犯罪被害者ワンストップ支援センター	048-862-0001	犯罪被害に関する相談・犯罪被害によるこころの悩み	月～金 8時30分～17時15分 祝日・年末年始を除く
アイリスホットライン（性暴力等犯罪被害専用相談電話）	048-839-8341	電話相談・面接相談・医療機関受診・付き添い支援・法律相談	24時間 365日対応
川口市犯罪被害者総合支援窓口（防犯対策室）	048-242-6361	電話相談・個室での面談（予約制）・庁内連絡体制による支援	月～金 8時30分～17時15分 祝日・年末年始を除く

1 2 できることから始めましょう

—災害時における人権への配慮—

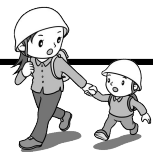
～二重の災害に苦しんでいます～

平成23年3月11日に発生した、東日本大震災及びそれに伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故は、特に東北地方において多くの命を奪いました。この災害は、生活と心の苦しみをもたらしただけでなく、農業、製造業、観光業などが風評被害に見舞われ、人々の暮らしを一変させました。

被災した人たちが安らぎを得たはずの避難所において、プライバシーが保護されないという問題が生じ、高齢者、障がいのある人、子ども、外国人などのいわゆる「災害時要援護者」や女性の避難所での配慮が問題になりました。

また、この災害では根拠のない思い込みや偏見から原発事故による避難者がホテルでの宿泊を拒否されたり、子どもが避難先での学校でいじめられたりする問題が起きています。

私たちは、災害時に、全ての人の人権が適切に守られるよう、一人ひとりが人権への配慮について関心と認識を深めることが必要です。被災地域からの人々に対して過剰に反応せず、お互いの人権を尊重し、共生社会の一員としての自覚をもって適切に対応できる態度を身につける必要があります。



避難所生活での「困りごと」※一例

【高齢者】

大勢が密集して暮らしているので通路が狭く、段差もあり、トイレも和式のため、用を足しに行きづらく、我慢してしまう。脱水症状や便秘など体調不良を起こした。

【視覚障がい者】

避難所の真ん中付近が居住スペースに割り当てられると、一人での移動が難しい。

【聴覚障がい者】

救援物資配布の告知が放送だけで、気がつかずに受け取れなかった。

1 3 正しい理解を深めましょう

—性的少数者の人権—

～個人の性自認や性的指向は様々です～

性的少数者（性的マイノリティ）とは

個人の性について考えるとき、次の4つの観点の持つことが必要とされています。

- 身体の性別：生物学的に男か女かを指すもので、「生物学的性別」とも言います。
- 性自認：本人が自認する性別のことで、「心の性」とも言います。
- 外見の性別：見た目の性別のことで、いわゆる「男らしさ」「女らしさ」を指します。
- 性的指向：恋愛感情や性的欲望がどの性別に向かっているかを指します。

多くの人（マジョリティ）は、身体の性別、性自認、外見の性別が一致し、性的指向が異性に向かっています。ところが、必ずしもこのような状態でない人も一定数存在します。このような人のことを「性的少数者（性的マイノリティ）」（「LGBTQ+」（※4）と表現されることもあります）と言います。

近年、どうしても、自分の性別に違和感を持ち、受け入れられない人がいることがわかってきました。このように自分が男であるか、女であるかという意識と、決められた性別とが、自分の気持ちの中でしっくりいっていない状態、あるいは受け入れられない状態にあることを医学用語では「性同一性障害」と

呼んでいます。

人間の性に対する理解を深め、偏見をなくしていきたいものです。

人間の性愛については、異性を愛する人が多数ですが、同性愛・両性愛の人
もいます。人は誰を愛するか、いろいろな選択がなされています。(※5) 世界
には、同性同士の結婚を合法としている国もあります。

人間の性のあり方について、広く柔軟な考え方をもち、理解を深めることも
必要なのではないのでしょうか。

(※4)・「**L G B T Q +**」: レズビアン (L)、ゲイ (G)、バイセクシュアル (B)、
トランスジェンダー (T) クエスチョニング (Q) その他 (+) の頭文
字をとった言葉です。

・性的少数者の存在割合 (電通ダイバーシティ・ラボによる「LGBT 調
査 2018」): 国内では、8.9%の割合で存在すると言われています。
(概ね 11 人に 1 人)

(※5) 日本では、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が
平成 16 年 7 月 16 日に施行されました。

性的少数者の方の人権に関して、次の窓口があります。
お気軽にご利用ください。

機関名	電話・FAX	主な内容	相談日・相談時間
東京弁護士会	03-3581-5515 〈セクシュアル・マイノリ ティ電話法律相談〉	相談料無料。L G B T の 法律問題に詳しい弁護 士がお受けします。	毎月第 2・第 4 木曜日 祝祭日の場合は翌金 曜日 17 時～19 時
〈よりそいホットライ ン〉 一般社団法人社会的包 摂サポートセンター	0120-279-338 (性的マイノリティの相 談はガイダンスにそつて ＃4 を押してください。)	無料。どんな人のどんな 悩みにもよりそつて、一 緒に解決する方法を探 します。	24 時間、無休

1 4 未だ解決に至っていません

—北朝鮮当局による拉致問題—

～拉致問題は重大な人権侵害です～

平成14年9月に行われた日朝首脳会談において、北朝鮮（朝鮮民主主義人民共和国）は拉致について国家的関与を認めて謝罪し、平成16年までに政府が認定した拉致被害者17人のうち拉致被害者5人と家族8人の帰国が実現しました。

その後、日朝間の協議は断続的に行われてきましたが、平成20年の日朝実務者協議で、日本の制裁措置の一部解除を条件に、北朝鮮は拉致被害者の再調査を約束しました。しかし、その後、実行されないままとなっています。

川口市においても、国が拉致被害者として認定した人や拉致の可能性を排除できない失踪者など、多数の方々の存否がいまだに確認されていません。

拉致問題は重大な人権侵害であることから、市民の間に広く拉致問題についての関心と認識を深める必要があります。

北朝鮮拉致問題に関して、次の窓口及び関連リンクがあります。 お気軽にご利用ください。			
機関名	電話・FAX	主な内容	相談日・相談時間
川口市 福祉総務課	TEL 048-259-7929 FAX 048-255-3188	北朝鮮による拉致問題について	月～金 8時30分～17時15分 祝日・休日・年末年始を除く
関連リンク		HPアドレス	
政府拉致問題対策本部ホームページ 「北朝鮮による日本人拉致問題」		http://www.rachi.go.jp/	
警察庁ホームページ「拉致の可能性を排除できない事案に係る方々」		https://www.npa.go.jp/bureau/security/abduct/list.html	
法務省ホームページ「北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めましょう」		http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken103.html	

1 5 さまざまな人権問題

—これまで考えてきた問題の他にも 人権問題は数多くあります—

【刑を終えて出所した人】

裁判による刑を終えて、刑務所から出所した人やその家族の人権にも配慮する必要があります。刑を終えて出所した人は、周囲の偏見から、就職をはじめ住居の確保が困難であるという問題を抱えています。また、犯罪者の家族であるというだけで差別的な扱いを受ける場合もあります。

刑を終えて社会復帰した人を偏見のまなざしで見てはいませんか？社会復帰した人を偏見にとらわれず、社会が温かく迎え入れる必要があります。

【ホームレスの人権】

路上生活者（ホームレス）は、その自立を妨げるさまざまな要因があり、住居の確保はもちろん、就職が困難であるほか暴行を受けるなどの問題を抱えています。

このほかにも、非正規雇用などによる生活困窮者問題、強制労働などを目的とした人身取引などさまざまな人権問題があります。

むすびに

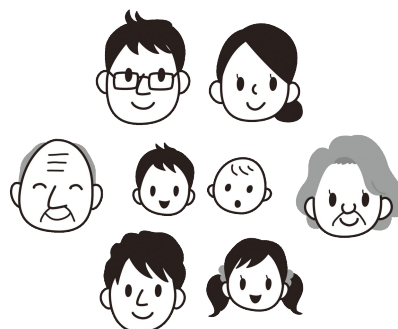


私たちの身のまわりには、人権にかかわる問題が少なからずあります。「人権」という視点からもう一度考え直してみると、何気なく過ごしている日常生活の中にも、さまざまな問題があることに気がつきます。

どのような立場の人であっても、尊厳と権利について平等です。お互いの人権を尊重し合い、お互いをいたわり、思いやることができれば、多くの人権問題は解決に向かうでしょう。

「人権の世紀」といわれる21世紀、私たちに求められているのは、すべての人々がともに手を取り合って生きることのできる社会です。

人権を取り巻く現実を知り、私たち一人ひとりが人権について自分のこととして考え、お互いの人権を尊重し合うことが求められているのです。



資 料

『人権教育及び人権啓発の推進に関する法律』

同和問題の解決に向けての特別対策は、平成14年3月31日をもって終了した。この間、同和対策に係る環境整備は概ね改善されたが、心理的差別は依然として解消されていないのが現状である。そこで、差別意識解消に向けた事業は、人権教育・人権啓発に再構成して推進することを趣旨とする『人権教育及び人権啓発の推進に関する法律』が平成12年12月に施行された。この法律では同和問題をはじめとする人権問題の早期解消を図るために人権教育や人権啓発を行っていくことが国・地方公共団体及び国民の責務であるとされており、今後はこの法律に基づいた施策を推進していく。

○知っていますか？

(1) 人権擁護委員

- 川口市には、現在19人の人権擁護委員がそれぞれの地域で活躍しています。
- 人権擁護委員は、地域住民の中から人格識見に優れ、広く社会の実情に通じ、かつ人権擁護について理解のある人を議会の意見を聞いて市長が推薦し、法務大臣が委嘱した方々です。
- 人権擁護委員の仕事
 - ・みなさんの人権が侵されないように監視すること
 - ・人権を侵された人がいた場合には相談相手になって救済すること
 - ・人々の間に正しい人権の考え方を広め、自由人権思想の啓発に努めること

(2) 人権相談

毎月第2火曜日、6月1日（人権擁護委員の日）に市役所で人権擁護委員の方が、人権相談にあたっています。

人権尊重都市宣言

近時、我が国は、社会現象の変化に伴い、国民の中に、人命の軽視、物質中心の社会風潮があらわれ、未だに人権を尊重する思想の定着がみられないところである。

日本国憲法に保障されている基本的人権の尊重は、人類普遍の原理に基づくものであり、世界人権宣言でも「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」と明言されている。

このような基本的理念に基づき、川口市民は、すべての面で、自由で平等な明るい社会の実現に向けて、努力しなければならない。

よって、平和で、人間性豊かな地域社会を築くため、ここに川口市を「人権尊重都市」とすることを宣言する。

平成6年12月16日宣言

This image shows a full page of primary-ruled paper. It features multiple sets of horizontal lines designed to guide handwriting. Each set consists of three lines: two dashed outer lines and one solid middle line. These sets are repeated vertically down the entire page, providing a template for practicing letter formation and alignment. The paper is otherwise blank, with no margins or additional markings.

This image shows a full page of white paper with horizontal dashed lines, typical of primary-ruled notebook paper. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

